

平成29年6月29日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行

取締役頭取 古村至朗

第96期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第96期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第96期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金につきましては、当行普通株式1株につき金2円50銭、総額67,722,705円、その効力が生じる日を平成29年6月30日とすることに決定いたしました。

これにより、中間配当金と期末配当金をあわせた年間の配当金は1株につき金5円となります。

また、その他の剰余金の処分に関する事項として、増加する剰余金の項目は別途積立金、その額6億円、減少する剰余金の項目は繰越利益剰余金、その額6億円と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で併合することと決定いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

(1) 株式併合に伴い、発行可能株式総数を8,000万株から800万株に変更

- (2) 単元株式数を、1,000株から100株に変更
- (3) 定款変更の効力発生日 平成29年10月1日

第4号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役役に古村 至朗、栗原 学、井桁 善廣、布施 圭一郎、石塚 昭二、草場 勇次、山下 知成、倉富 純男、林田 スマの9名が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、倉富 純男、林田 スマの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に行正 晴實氏が選任され、就任いたしました。

なお、行正 晴實氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり退任取締役 末松 修、國松 利行、中島 健二、藤原 俊文の各氏、及び退任監査役 永利 新一氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、贈呈の金額、時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

~~~~~  
**配当金のお支払いについて**

1. □座振込をご指定いただいている株主さまには、「配当金振込先ご確認のご案内」を同封いたしておりますのでご確認ください。
2. □座振込をご指定いただけていない株主さまは、同封の「期末配当金領収証」により払渡し期間中にお近くのゆうちょ銀行または郵便局にてお早めにお受け取りください。
3. 同封の「期末配当金計算書」は、配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。  
株式数比例配分方式を選択されている株主さまにおかれましては、□座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

## 株式併合に伴う当行株式のお取扱いについて

当行は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合するとともに、同じく平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

つきましては、当行株式の取扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主さまによる特段のお手続きの必要はございません。

### 1. 株式併合後のご所有株式

株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。

株主さまが証券会社に開設されている口座に記録されている当行株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

また、株式併合の前後で、当行の資産や資本の状況は変わりませんが、今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまが所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。

なお、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主さまは、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### 2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。端数株式処分代金のご案内及びお支払いは、平成29年12月上旬頃を予定しております。

本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711 (通話料無料)  
受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以上